

(高等裁判所経由)

前橋家裁総第 523 号

(組ろ-02)

平成 31 年 4 月 17 日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

前橋家庭裁判所長 高野輝久

「平成 31 年度前橋家庭裁判所の裁判官の配置、裁判事務の分配等の定め」について

(平成 6 年 7 月 22 日付け総一第 182 号に基づく報告)

標記の定めについては、別添のとおりです。

平成 31 年度前橋家庭裁判所の裁判官の配置、裁判事務の分配等の定め

制定 平成 30 年 12 月 7 日
改正 平成 30 年 12 月 7 日
改正 平成 31 年 1 月 16 日
改正 平成 31 年 2 月 7 日
改正 平成 31 年 3 月 12 日
前橋家庭裁判所

前橋家庭裁判所における平成 31 年度の裁判官の配置、裁判事務の分配、裁判事務の代理順序及び開廷日割並びに司法行政事務の代理順序を次のように定める。

第 1 裁判官の配置、裁判事務の分配及び裁判事務の代理順序

1 本庁

(1) 裁判官の配置

判事（所長）	高野輝久
判事	國井恒志
判事	水上周
判事	光本洋
判事	中野哲美
判事	高橋貞幹
(特) 判事補	秋田康博

(2) 裁判事務の分配

事務	分配率	担当裁判官
家事合議事件	全部	裁判長 高野輝久 光本洋 秋田康博

人事訴訟事件及び人事訴訟に関する損害賠償に関する訴訟事件 民事通常事件(請求異議事件等)	3分の1 3分の2	光本洋 秋田康博
人事訴訟事件等に関する本案前の保全命令事件及び共助事件 訴え提起前の証拠保全事件及び証拠収集の処分	全部	秋田康博
保全異議、取消事件	全部	秋田康博
家事調停事件(遺産分割事件を除く。)	16分の3 16分の7 16分の6	高野輝久 光本洋 秋田康博
家事調停事件(遺産分割事件)	5分の1 5分の2 5分の2	高野輝久 光本洋 秋田康博
家事事件手続法別表第二の審判事件(遺産分割事件及び調停が不成立となった場合を除く。)	10分の3 10分の6 10分の1	高野輝久 光本洋 秋田康博
家事事件手続法別表第二の審判事件(遺産分割事件)	2分の1 2分の1	光本洋 秋田康博
家事事件手続法別表第一の審判事件(次欄に定める事件を除く。)	3分の1 3分の2	高野輝久 光本洋

家事事件手続法別表第一の審判事件（後見等監督事件及び後見等開始事件の付隨事件並びに財産管理人選任事件の付隨事件）	10分の3	高野輝久
	10分の6	光本洋
	10分の1	秋田康博
家事共助事件	2分の1	光本洋
	2分の1	秋田康博
児童虐待防止法による臨検等の許可状の請求事件	全部	秋田康博
少年保護事件（交通事件を含む。）		
少年保護合議事件	全部	裁判長 高野輝久
		光本洋
		中野哲美
		高橋貞幹
		秋田康博
身柄事件	3分の1	中野哲美
	3分の1	高橋貞幹
	3分の1	秋田康博
在宅事件（ただし、交通集団処理相当事件を除く。）	20分の2	高野輝久
	20分の2	光本洋
	20分の7	中野哲美
	20分の7	高橋貞幹
	20分の2	秋田康博

交通集団処理事件(交通短期保護観察, 不処分, 不開始)	9分の1 9分の3 9分の3 9分の1 9分の1	高野輝久 國井恒志 水上周 光本洋 秋田康博
観護措置事件	3分の1 3分の1 3分の1	中野哲美 高橋貞幹 秋田康博
少年雑事件	3分の1 3分の1 3分の1	高野輝久 光本洋 秋田康博

ア 総則

(ア) 担当裁判官に対する事件の配付は、分配率に従い受理の順序による。

ただし、関連する事件は、必要に応じ、先に配付を受けた裁判官が担当する。

なお、遺産分割事件につき、二重に申立てがされた場合及び寄与分に関する処分の申立てがされた場合は、分配率による配付とは別に、最初の遺産分割事件の配付を受けた裁判官が担当する。

(イ) 中之条出張所で処理する家事審判事件及び家事調停事件は、すべて光本洋裁判官に配付し、その配付事件数を家事審判事件分配率及び家事調停事件分配率の各内数として調整する。

(ウ) 差戻事件は、原審の担当裁判官以外の裁判官に配付する。

イ 家事事件

(ア) 家事合議事件とは、裁判官、参与員、家庭裁判所調査官及び家事調停委員の除斥事件、裁判官及び参与員の忌避事件、その他の法定合議事件

（桐生支部、太田支部、沼田支部のこれらの事件及び高崎支部のこれらの事件で同支部で処理することに支障がある事件を含む。）並びに裁定合議事件（本庁及び高崎支部が合議体で取り扱った人事訴訟事件の差戻事件を含む。）をいう。

- (イ) 人事訴訟事件のうち職権付調停事件は、当該人事訴訟事件の配付を受けた裁判官が担当する。
- (ウ) 人事訴訟事件等に関する本案事件受理後の保全命令事件、保全異議・取消事件は、当該本案事件の配付を受けた裁判官が担当する。
- (エ) 審判前の保全処分事件は、当該本案事件の配付を受けた裁判官が担当する。
- (オ) 調停が不成立となった場合の家事事件手続法別表第二の審判事件は、当該調停事件を担当した裁判官が担当する。ただし、高野輝久裁判官が担当する同法別表第二の調停事件のうち遺産分割事件が不成立となった場合は、光本洋裁判官及び秋田康博裁判官が各2分の1ずつこれを担当する。
- (カ) 沼田支部が管轄する児童虐待防止法による臨検等の許可状の請求事件は、本庁において取り扱う。

ウ 少年事件

- (ア) 交通事件とは、自動車運転過失致死傷等保護事件、道路交通法違反保護事件、道路運送車両法違反保護事件、自動車損害賠償保障法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件をいう。
- (イ) 少年保護合議事件とは、準抗告事件、観護措置決定及び観護措置更新決定に対する異議事件その他の法定合議事件（太田支部のこれらの事件及び高崎支部のこれらの事件で同支部で処理することに支障がある事件を含む。）並びに裁定合議事件をいう。
- (ウ) 少年雑事件とは、少年審判等共助事件及び少年審判雑事件のうち観護措置事件を除く事件をいう。

- (エ) 執務時間外における観護措置事件その他の急を要する少年保護事件は、所長を除く前橋家庭裁判所本庁に補された裁判官の中から、所長があらかじめ定める当番順序により担当する。
- (オ) 各事件に関する付随事件は、当該基本事件を担当した裁判官が担当する。ただし、当該基本事件を担当した裁判官が異動又は転出している場合は、高野輝久裁判官、光本洋裁判官、秋田康博裁判官のいずれかが担当する。
- (カ) 簡易送致事件、送致から3か月以内に成年に達する事件、送致段階で移送又は回付が明白な事件は、高野輝久裁判官、光本洋裁判官、秋田康博裁判官のいずれかが担当する。ただし、観護措置時の回付処理は、当該観護措置担当裁判官が処理し、調査官調査の過程での回付処理は、当該調査命令担当の裁判官が処理する。

(3) 裁判事務の代理順序

ア 家事合議事件

- (ア) 合議事件を担当すべき裁判官に差し支えがあって合議体を構成することができないときは、所長が別添「前橋家庭裁判所（本庁）における家事事件に関する合議事件の構成についての申合せ及び代理についての指名」により指名する裁判官がこれを代理する。
- (イ) 合議体の裁判長に差し支えがあるときは、光本洋裁判官がこれを代理し、同裁判官に差し支えがあるときは、合議体を構成する裁判官中の司法修習の期の順序（同期の場合は着任順、なお着任が同時期の場合は五十音順）でこれを代理する。

イ 家事単独事件

担当裁判官に差し支えがあるときは、所長が指名する本庁の裁判官がこれを代理し、その代理ができないときは、所長が指名する裁判官がこれを代理する。

ウ 少年保護合議事件

(ア) 合議事件を担当すべき裁判官に差し支えがあって合議体を構成することができないときは、所長が別添「前橋家庭裁判所（本庁）における少年保護事件に関する合議事件の構成についての申合せ及び代理についての指名」により指名する裁判官がこれを代理する。

(イ) 合議体の裁判長に差し支えがあるときは、光本洋裁判官がこれを代理し、同裁判官に差し支えがあるときは、秋田康博裁判官がこれを代理し、高野輝久裁判官、光本洋裁判官及び秋田康博裁判官に差し支えがあるときは、合議体を構成する裁判官中の司法修習の期の順序（同期の場合は着任順、なお着任が同時期の場合は五十音順）でこれを代理する。

エ 少年保護単独事件及び観護措置事件

担当裁判官に差し支えがあるときは、次の(ア)又は(イ)によるほか、所長が指名する本庁の裁判官がこれを代理し、その代理ができないときは、所長が指名する裁判官がこれを代理する。

(ア) 中野哲美裁判官に差し支えがあるときは、國井恒志裁判官がこれを代理する。

(イ) 高橋貞幹裁判官に差し支えがあるときは、水上周裁判官がこれを代理する。

2 前橋家庭裁判所高崎支部

(1) 裁判官の配置

判事（支部長）	脇 由 紀
判事	地 引 広
判事	松 岡 幹 生
判事	瀬 田 浩 久
判事	櫻 井 進
(特) 判事補	竹 内 知 佳
判事補	宮 崎 沙 織

(2) 裁判事務の分配

事務	分配率	担当裁判官
合議事件	全 部	裁判長 脇 由 紀 脇 地 引 広 進 櫻 井 田 浩 久 瀬 竹 内 知 佳 宮 崎 沙 織
人事訴訟事件及び人事訴訟に関連する損害賠償に関する訴訟事件 民事通常事件(請求異議事件等)	20分の3 20分の6 20分の5 20分の6	脇 由 紀 瀬 田 浩 久 櫻 井 進 竹 内 知 佳
人事訴訟事件等に関する本案前の保全命令事件及び共助事件 訴え提起前の証拠保全事件及び証拠収集の処分	全 部	宮 崎 沙 織
保全異議、取消事件	2分の1 2分の1	瀬 田 浩 久 櫻 井 進
家事事件手続法別表第二の審判事件及び家事調停事件	3分の1 3分の1 3分の1	脇 由 紀 脇 地 引 広 進 櫻 井 進
家事事件手続法別表第一の審判事件	4分の1 4分の1 4分の1 4分の1	脇 由 紀 脇 地 引 広 進 松 岡 幹 生 櫻 井 進

家事共助事件	2分の1 2分の1	瀬田浩久 櫻井進
児童虐待防止法による臨検等の許可状の請求事件	全部	宮崎沙織
少年保護事件		
身柄事件	全部	地引広
交通事件を除く在宅事件	全部	地引広
交通事件のうち在宅事件	2分の1 2分の1	瀬田浩久 竹内知佳
少年雑事件	全部	宮崎沙織
地引広裁判官担当の少年保護事件のうち少年法第20条事件	全部	瀬田浩久
観護措置事件	2分の1 2分の1	松岡幹生 宮崎沙織

ア 担当裁判官に対する事件の配付は、分配率に従い受理の順序による。た

だし、関連する事件は、必要に応じ、先に配付を受けた裁判官が担当する。

イ 合議事件とは、裁判官、参与員、家庭裁判所調査官及び家事調停委員の除斥事件、裁判官及び参与員の忌避事件、準抗告事件、観護措置決定及び観護措置更新決定に対する異議事件その他の法定合議事件（高崎支部で処理することに支障がある事件を除く。）並びに裁定合議事件をいう。

ウ 人事訴訟事件のうち職権付調停事件は、当該人事訴訟事件の配付を受けた裁判官が担当する。

エ 人事訴訟事件等に関する本案事件受理後の保全命令事件、保全異議・取

消事件は、当該本案事件の配付を受けた裁判官が担当する。

オ 審判前の保全処分事件は、当該本案事件の配付を受けた裁判官が担当する。

カ 調停が不成立となった場合の家事事件手続法別表第二の審判事件は、当該調停事件を担当した裁判官が担当する。

キ 交通事件とは、自動車運転過失致死傷等保護事件、道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件をいう。

ク 執務時間外における観護措置事件その他の急を要する少年保護事件は、支部長が毎月あらかじめ定める当番順序により担当する。

ケ 差戻事件は、原審の担当裁判官以外の裁判官に配付する。

コ 各事件に関する付隨事件は、当該基本事件を担当した裁判官が担当する。

(3) 裁判事務の代理順序

ア 合議体

合議事件を担当すべき裁判官に差し支えがあって、合議体を構成することができないときは、支部長が高崎支部、本庁の順序で指名する裁判官がこれを代理する。

合議体の裁判長に差し支えがあるときは、合議体を構成する裁判官の中から支部長が指名する裁判官がこれを代理する。

イ 単独体

担当裁判官に差し支えがあるときは、支部長が高崎支部、本庁の順序で指名する裁判官がこれを代理する。

3 前橋家庭裁判所桐生支部

(1) 裁判官の配置

判事（支部長） 渡辺 美恵子

(2) 裁判事務の代理順序

渡辺美恵子裁判官に差し支えがあるときは、所長が太田支部、本庁の順序

で指名する裁判官がこれを代理する。

4 前橋家庭裁判所太田支部

(1) 裁判官の配置

判事 (支部長)	作 原 れい子
判事	佐 藤 康 憲
判事	奥 山 雅 哉

(2) 裁判事務の分配

事務	分配率	担当裁判官
人事訴訟事件及び人事訴訟に関する損害賠償に関する訴訟事件 民事通常事件(請求異議事件等)	2分の1 2分の1	作 原 れい子 奥 山 雅 哉
人事訴訟事件等に関する本案前の保全命令事件及び共助事件	全 部	作 原 れい子
訴え提起前の証拠保全事件及び証拠収集の処分	全 部	佐 藤 康 憲
保全異議、取消事件	全 部	佐 藤 康 憲
家事調停及び家事事件手続法別表第二の審判事件	2分の1 2分の1	作 原 れい子 佐 藤 康 憲
家事事件手続法別表第一の審判事件(成年後見、保佐、補助、未成年後見にかかる審判事件)	10分の3 10分の7	作 原 れい子 奥 山 雅 哉

家事事件手続法別表第一の審判事件（児童福祉法28条の施設入所承認、同法第33条の一時保護についての承認の審判事件）	4分の1 4分の1 4分の2	作原れい子 佐藤康憲 奥山雅哉
家事審判手続法別表第一の審判事件（親権喪失、親権停止、管理権喪失の審判事件）	4分の1 4分の1 4分の2	作原れい子 佐藤康憲 奥山雅哉
家事事件手続法別表第一の審判事件（前3欄記載の審判事件を除く。）	全 部	奥山雅哉
家事共助事件	全 部	作原れい子
児童虐待防止法による臨検等の許可状の請求事件	全 部	奥山雅哉
少年保護事件のうち身柄事件、準少年保護事件のうち収容継続申請事件、戻し収容申請事件、施設送致申請事件	5分の4 5分の1	奥山雅哉 佐藤康憲
少年保護事件のうち在宅事件及び少年雑事件	全 部	奥山雅哉
観護措置事件	5分の4 5分の1	奥山雅哉 佐藤康憲

- ア 担当裁判官に対する事件の配付は、分配率に従い受理の順序による。ただし、関連する事件は、必要に応じ、先に配付を受けた裁判官が担当する。また、家事事件手続法別表第二の調停事件のうち遺産分割調停事件の配付は、その他の調停事件とは別に分配率に従い配付する。
- イ 人事訴訟事件のうち職権付調停事件は、自庁調停事件を除き、調停事件担当裁判官が担当する。

ウ 人事訴訟事件等に関する本案事件受理後の保全命令事件、保全異議・取消事件は、当該本案事件の配付を受けた裁判官が担当する。

エ 審判前の保全処分事件は、当該本案事件の配付を受けた裁判官が担当する。

オ 調停が不成立となった場合の家事事件手続法別表第二の審判事件は、当該調停事件を担当した裁判官が担当する。

カ 執務時間外における観護措置事件その他の急を要する少年保護事件は、支部長があらかじめ定める当番順序により担当する。

キ 差戻事件は、原審の担当裁判官以外の裁判官に配付する。

ク 各事件に関する付随事件は、当該基本事件を担当した裁判官が担当する。

(3) 裁判事務の代理順序

担当裁判官に差し支えがあるときは、支部長が太田支部、桐生支部、本庁の順序で指名する裁判官がこれを代理する。

5 前橋家庭裁判所沼田支部

(1) 裁判官の配置

(特) 判事補 粟 津 侑

(2) 裁判事務の代理順序

粟津侑裁判官に差し支えがあるときは、所長が本庁、高崎支部の順序で指名する裁判官がこれを代理する。

6 その他

前橋地方裁判所（支部を含む。）に係属する民事訴訟事件中家事調停事件の対象となり得る事件について、当該事件の担当裁判官が前橋家庭裁判所（支部を含む。）の裁判官を兼務しているときは、この定めにかかわらず、その裁判官が職権で家事調停に付し、これを処理することができる。

第2 開廷日割

1 本庁

	月	火	水	木	金
高 野	少年審判 家事審判	少年審判 家事審判	家事調停	家事審判	家事調停
光 本	家事調停	家事審判 少年審判	人事訴訟 家事審判	家事調停	家事審判 少年審判 中之条(月1回)
高 橋	少年審判	少年審判	少年審判	少年審判	少年審判
中 野	少年審判	少年審判	少年審判	少年審判	少年審判
秋 田	家事審判 少年審判	家事調停 少年審判	人事訴訟 家事審判 少年審判	人事訴訟	家事調停 少年審判

合議事件は、隨時開廷する。

2 前橋家庭裁判所高崎支部

	月	火	水	木	金
脇	家事審判 家事調停	人事訴訟			
地 引		少年審判	少年審判 (第2, 第4)	家事審判 家事調停 少年審判	
瀬 田	人事訴訟	少年審判	少年審判		

櫻 井		家事審判 家事調停	人事訴訟		
竹 内		少年審判 人事訴訟	少年審判		
松 岡 宮 崎	観護措置 臨検等許可	観護措置 臨検等許可	観護措置 臨検等許可	観護措置 臨検等許可	観護措置 臨検等許可

合議事件は、隨時開廷する。

3 前橋家庭裁判所桐生支部

	月	火	水	木	金
渡 辺		人事訴訟	家事審判 家事調停	人事訴訟	第1, 第3, 第5 家事審判 家事調停

4 前橋家庭裁判所太田支部

	月	火	水	木	金
作 原	人事訴訟 家事審判	家事審判 家事調停	人事訴訟	家事審判 家事調停	
奥 山	少年審判 人事訴訟		少年審判 家事審判	少年審判 家事審判	第2, 第4 少年交通集団審判 人事訴訟
佐 藤	家事審判	家事審判 家事調停		少年審判 家事審判 家事調停	

観護措置は、担当裁判官が隨時行う。

5 前橋家庭裁判所沼田支部

	月	火	水	木	金

栗 津	人事訴訟 家事審判 家事調停	人事訴訟 家事審判 家事調停			
-----	----------------------	----------------------	--	--	--

第3 司法行政事務の代理順序

- 1 所長に差し支えがあるときは、その事務を光本洋裁判官が代理する。
なお差し支えがあるときは、その事務を本庁の裁判官が司法修習の期の順序で代理する。
- 2 高崎支部及び太田支部の各支部長に差し支えがあるときは、その事務を第1の2と4の各(1)「裁判官の配置」欄に記載した裁判官（未特例判事補を除く。）がその順序により代理する。
なお差し支えがあるときは、その事務を所長が指名する裁判官が代理する。
- 3 桐生支部の支部長及び沼田支部の司法行政事務を担当する裁判官に差し支えがあるときは、その事務を所長が指名する裁判官が代理する。

附 則

この定めは、平成31年1月1日から実施する。

附 則

この定めは、平成31年1月7日から実施する。

附 則

この定めは、平成31年1月16日から実施する。

附 則

この定めは、平成31年2月15日から実施する。

附 則

この定めは、平成31年4月1日から実施する。